

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 令和2年1月31日（金）10:50～11:14
- 2 場所 永田町合同庁舎1階第3共用会議室
- 3 出席

<WG委員>

座長	八田 達夫	アジア成長研究所理事長 大阪大学名誉教授
座長代理	原 英史	株式会社政策工房代表取締役社長
委員	中川 雅之	日本大学経済学部教授

<関係省庁>

藤田 一郎	厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長
大塚 憲孝	厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課課長補佐
吉田 貴典	厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課課長補佐

<提案者>

山崎 遼太郎	福岡市総務企画局企画調整部企画課長
篠崎 雄樹	福岡市総務企画局企画調整部企画課

<事務局>

森山 茂樹	内閣府地方創生推進事務局次長
黒田 紀幸	内閣府地方創生推進事務局参事官
頼田 勝見	内閣府地方創生推進事務局参事官

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 クリーニング業に係る規制緩和（洗濯物の預かり方に関するルール）について
- 3 閉会

○黒田参事官 それでは、2コマ目は「クリーニング業に係る規制緩和（洗濯物の預かり方に関するルール）について」ということで、厚生労働省と福岡市に御出席いただいております。

本日、福岡市、厚生労働省から資料を御提出いただいております。

また、議事、配布資料につきましては、福岡市からは非公開ということで要望を承っておりますけれども、理由について御説明いただいてもよろしいでしょうか。

○山崎課長 非公開の理由につきまして、今回の提案の基となった事業者の方が、今回の提案について非公表を希望しているところでございます。したがって、今回の配布資料や議事によっては、提案元の企業が特定される恐れもあるということから、非公開にさせていただきたいと考えております。

以上です。

○八田座長 配布資料に関して、ひょっとしたら特定されるかもしれないということで出さないのはいいのですが、議事の中にその会社の名前が出てきたらそこは非公開とした方がいいと思うのですが、そうでない限りは、議事要旨は出してもいいわけですね。

○山崎課長 そのとおりです。

○八田座長 分かりました。

では、ひとまずは資料のみ非公開として。

○黒田参事官 分かりました。では、そういうことで対応したいと思います。

では、八田座長、よろしくお願いいたします。

○八田座長 どうも早朝からお越しくださしまして、ありがとうございます。お待たせしまして大変申し訳ありません。

これについては、最初、福岡市の方からお話を伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○山崎課長 改めまして、福岡市です。今日はお時間を頂きまして、ありがとうございます。

福岡市、昨年の9月に区域会議で提案させていただきましたクリーニング業に係る規制緩和についてでございます。提案の内容といたしましては、現在、昭和61年の厚生労働省の通知の方で、下着などのいわゆる指定洗濯物に関しましてはロッカーで取り扱えないとされていることについて、まさに感染症対策といったところが目的にあると考えておりますので、そういった感染症対策などを自治体が確認することなどを条件にいたしまして、消毒を要する洗濯物、指定洗濯物をロッカーで取り扱うことを可能にさせていただきたいという提案でございました。

資料1枚目の「想定する条件」について、クリーニング業法におきましても、衛生管理の面と消費者保護の観点、二つの目的があるということでございますので、そこに対応できるような形で今回条件として考えさせていただきました。

1点目は、衛生管理の観点でロッカーについてでございます。指定洗濯物の受け渡しに係るロッカーについては、指定洗濯物のみを取り扱うこととさせていただくというものです。それから、抗菌加工の施されているロッカーを使用する。万が一、袋から血液等が漏れ出ているような場合であっても、それが他の個口に広がらないような形、構造とすること。あとは、使用ごと（預けられた洗濯物を取り出すごと）に消毒を行うこと。その消毒の方法につきましても、アルコールによる清拭を基本とすることを考えております。アルコール消毒に関しましては、厚生労働省から示されている「感染症法に基づく消毒・滅菌

の手引き」といったものがございまして、こちらに一類や二類の感染症といったものに対してアルコールでの清拭は消毒法としても有効であるという記載もございしますので、さらに血液などが漏れ出してしまった場合などに、個別対応することというのはもちろん考えられるとは思いますが、一般的な事業ベースで考えていったときには、やはりアルコールの清拭が有効な手段であるので、そういった対応をしたいと考えてございます。

2点目の収集袋についてでございます。消毒を要する洗濯物を入れる袋でございますが、チャック等によって口が必ず開かないようなもの、そして、水分を通さないものを使用するという形を考えており、現行で指定洗濯物を取り扱っている既存のクリーニング所・取次所で使用しているものと同等以上のものと考えております。我々も市内で指定洗濯物を取り扱っているような事業者のヒアリングもしましたが、事業者によっては袋自体も密閉されているものでもなくて、普通のリネンを入れているところで口を紐で縛るような袋で取り扱っているという事業者もございましたので、逆に密閉して水分さえ通さないものにすれば、今よりももっとそういった感染が広がる恐れは少ないのではないかと考えてございます。

1点目、衛生管理の観点については以上でございます。

2点目、消費者保護の観点について苦情がたくさん増えたことで平成16年改正が行われたという経緯もございしますので、苦情の申し出というところに関しても条件を付そうと考えております。

今、事業者が実際に行っているところも踏まえて挙げていますが、24時間365日のフリーダイヤルや、運営会社とのテレビ電話といったものをロッカーとかホームページに明示する。あとは、実際にクリーニングを行った工場の直接の電話やメールの送付先を明示する。これは洗濯物の方に一緒に添付するような方法がございまして、あとは、クリーニング所での検品作業を全て録画して、1か月程度の保存をしておいて、そういったトラブル防止の策を取っていただくというようなことを考えております。こういったものについては、現行、対面で行っているものよりも、逆に録画とかそういったものを踏まえますと、今よりも非常に良くなるのかなと考えております。

2枚目のページになりますけれども、改めて今回の我々の提案を整理させていただいたところでございます。我々の提案としては、指定洗濯物をロッカーで取り扱いたいというところでございます。現行、消毒を要する洗濯物、指定洗濯物については、取次所やクリーニング所で扱うことというのは当然できることにはなっております。そこからもう一個チャンネルとして、ロッカーでの取扱いといったものは認められないかという提案でございます。

したがって、図の左側、持込・返却の場面だとか、右側の回収・返却の場面といったものは、現行の手續と全く変わらないものでございまして、今と同じ形であれば、全く同じ方法を取ることができる。感染症予防とかといったものも現行と同じものでできるということになります。

ですので、論点となるのは、やはり特有のロッカーで開けるとか閉める、ロッカーを持ち込んで開ける、そして、開けたときにどうなるかといったところのみなのかなと考えているところでございます。これまで、指定洗濯物自体については、多分法人だとかといったところがメインだと考えておりますが、今回の提案は、やはり一般ユーザーが使いやすくなるということがメインターゲットだと考えておりますので、そういった意味でも裾野を広げて、一般の人たちにも使いやすくなるという意味でも、色々な層に広がっていく話なのかなと考えているところでございます。

以上、資料の説明とさせていただきます。ありがとうございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、厚生労働省のお考えを。

○藤田課長 厚生労働省の生活衛生課長でございます。本日はありがとうございます。

お手元に1枚、現在のクリーニング業法に定められております指定洗濯物、消毒を要する洗濯物の扱いに関する規定を抜粋させていただいております。法律の第3条第3項第5号で書いてございますが、このような「伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして省令で指定する洗濯物を取り扱う場合においては、その洗濯物は他の洗濯物と区分しておき、これを洗濯するときは、その前に消毒すること。ただし、洗濯が消毒の効果を有する方法によってなされる場合においては、消毒しなくてもよい」と規定してございます。

具体的な指定洗濯物の範囲については、クリーニング業法施行規則第1条で、5項目を列挙してございまして、一つは、伝染性の疾病にかかっている者が使用したもの。それから、伝染性の疾病にかかっている者に接した者が使用した物で伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれがあるもの。三つ目としては、おむつ、パンツ、いわゆる下着類というデリケートなところに触れるようなものとか、4番目は手ぬぐい、タオル、その他これらに類するもの。5番目としては、病院又は診療所において療養のために使用された寝具その他これに類するものというところで決めておるところでございます。

以上なのですが、福岡市の提案につきましては、こういったルールに沿った観点から問題がないかということはよく確認させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、前にある程度検討していただいているというわけではないのですか。

○頼田参事官 我々事務局の方で、厚生労働省のまさに衛生管理の観点、消費者保護の観点から御意見、御指摘を色々と頂きまして、それを福岡市にお伝えした結果、今日のこの資料になって、ルールをこれだけ組み上げますよという話になってございますので、むしろこの観点でルールに対してどういう問題があるのかということを本日は厚生労働省の方からいただければと思います。

○八田座長 そうすると、これから具体的に色々検討なさるのだと思いますが、とりあえ

ずせつかく福岡市がいらしていますので、どういうところが問題になり得るとお考えなのか、それともこの提案ならいいだろうとお考えになるのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○藤田課長 この場で良し悪しは中々すぐ申し上げられないのですが。

○八田座長 まあ、検討点ですね。

○大塚課長補佐 生活衛生課の大塚と申します。

提案の内容で、感染症対策を自治体を確認することなどを条件にということで御提案されているのですが、今の段階で自治体はどういった確認をされるのか。そんなことも併せてお伺いしたいなと思っています。

○山崎課長 我々も今示させていただいたような条件を自治体で確認できればと考えていて、もっと一般化する必要があるのかもしれないですけども、こういった条件付けをして、それを自治体で確認できたということをもってできればと考えているところでございます。

○大塚課長補佐 これからということですね。

○山崎課長 はい。一般化していきます。

○大塚課長補佐 ありがとうございます。

○八田座長 今は、取次所に持ち込むときに指定洗濯物も受け取っているわけで、そこでの管理と基本的には同じ水準は達成しなければいけないと。そのことはさっきから強調されていることですよ。ですから、こちらの方だけうんと厳しくする必要はないのではないかなということだと思います。

○藤田課長 あと、一番上に書かれている「指定洗濯物の受け渡しに係るロッカーは指定洗濯物のみを取り扱う」ということは、例えば、ロッカーがあったときに、右半分は指定洗濯物のみ、左半分はそれ以外にするというふうに区分けして表示か何かされるというイメージですか。

○山崎課長 そうですね。こちら側で、ロッカー自体は指定洗濯物の対応をするようなロッカーであると明示してやればいいと考えています。

○大塚課長補佐 丸々ロッカーをというわけではないということですか。

○山崎課長 丸々ロッカーという形も取れるとは考えています。

○八田座長 他のところは全部指定洗濯物を受け付けませんと。

○山崎課長 はい。例えば、そのロッカー自体、逆に言えば、ドライだけのロッカーとかを設置したいのであれば、ロッカー自体を区切るということのはできると思います。

○八田座長 原座長代理、どうぞ。

○原座長代理 何だか議論の仕方がそもそもとても変だと思うのですが、クリーニング業については個別の事業について厚生労働省が許認可をしてというか、こういう事業のやり方をやっていいです、いけませんという判断をする仕組みではないですよ。

○藤田課長 届出制ですね。

○原座長代理 届出は誰にするのですでしたか。

○藤田課長 都道府県等です。

○原座長代理 厚生労働省の権限ではないですよ。

○藤田課長 自治事務ですね。

○原座長代理 だから、厚生労働省がすることは、国としてはこういうルールを定めますということをやまずきちんと説明する。それで全てだと思ふのです。それをまずやっていたくべきではないのか。

そのときにいらっしゃったかどうかは分からないけれども、この話は規制改革会議でも私入っていて、以前、平成30年に議論をやって、昭和61年でしたか、無人ロッカーをやっているといけませんとかという通知が出されていて、あれは全く根拠がないですよというお話をしたのですけれども、その通知はまだ撤廃されていないのですでしたか。

○藤田課長 通知はまだ生きています。

○原座長代理 あれは早く撤廃された方がいいです。全く根拠がないですから。という説明をまずここでしていただくのかなと今日は思っていたのですけれども。

まず、国のルールがどうなっているのかということをやちゃんと明確にされた方がよろしいのではないですか。

○藤田課長 指定洗濯物のですか。

○原座長代理 指定洗濯物、それから、ロッカーについてどうなっているのか。

○八田座長 まず、ロッカーを規律するということはそもそも意味がないということで、通知自体を廃止してほしいというのは前の規制改革会議で決まったことだったのではないのかという点の一つですね。そのことと、もう一つ、ロッカーが自由になったとして、ロッカーであれ取次所であれ、指定洗濯物の取扱いに関する共通の規定が一応あるわけですよ。それがロッカーについても当てはまれば、ロッカーをやめる理由は何もない。したがって、今、福岡市がおっしゃったような基準がちゃんと取次所と共通であるかどうかということに関するあるべき指針を言うてくださればいいと、そんなことですかね。

2段階あって、まず、ロッカーを特別扱いするのはもうやめる。その次に、ロッカーも含めて、特にロッカーに関してかな、指定洗濯物に関してはこういう条件は守ってくださいよということをおっしゃった。そんなところですかね。

今これがなまじロッカーが違法というか、ロッカーを許す指定がないために、そこに関する基準がないのではないのかということではないかと思ふのです。

○原座長代理 そこは、前もずっとその業をやったのですけれども、要するに、衛生管理をやるのだったら衛生管理のためにどうしたらいいのかというルールがちゃんと設定されれば良くて、ロッカーが有人ロッカーだったらいいです、無人ロッカーだったらダメですとかというような話ではありませんでしょうという話をしていたのです。

指定洗濯物についても同じで、きちんと衛生管理ができるような区分した取扱いを、実質的にどういう取扱いが必要なのかという議論をされたらよろしくて、ロッカーにおよそ

入れてはいけないのですとかという話ではありませんでしょうと。

○藤田課長 そうですね。

○原座長代理 これまで、ロッカーは基本ダメなのですか、有人ロッカーだといいいですとかという形式論で設定をされてきた結果、逆に私が2年前ぐらいにもお話ししていたのは、だったら有人ロッカーでちゃんと衛生管理がなされないようなロッカーの機能だってあり得るわけで、そちらをむしろきちんと取り締まられた方がいいと思うのです。

ついでにもっと言うと、今日の話からややずれてしまうのですが、かつて議論していたのは、ネットクリーニングは野放しなのです。クリーニング業法上、クリーニング所ではないからとかという、根本的に色々と、本当に衛生管理とか消費者保護とか厚生労働省でされていますかという問題があって、その国のルール設定をちゃんとされないとまずいのではないかなと。それが多分2年前から放置されているのだとすると、ちょっとよろしくないのではないですか。

○八田座長 中川委員は何か。

○中川委員 私は結構です。

○八田座長 今の御指摘に対して、何か意見はございますか。

○藤田課長 原先生はやり取りされていたのでよく御存じだと思うのですが、現在、ロッカーの設置場所としては店頭に限るということを、国の技術的助言という形でお示しさせていただいています。その中の通知でも、指定洗濯物は取り扱わないと書いてあるものですから、そこで、今回はまず、指定洗濯物を預かれるようにしようというような御提案だと伺ったので、まず、そのところを整理したいなと思っております。ロッカーの見直しはできるかどうか。

○八田座長 しかし、実際に福岡県知事はロッカーを指定洗濯物以外は使っていないということに指定され、色々な経験があって、そして、今まであまり何も問題がないということであれば、元々2年前に議論されたことでもあり、その根本のところをまず正した上で、衛生管理の観点からきちんとした基準を作られるというのは、今回これをきっかけにやられたらどうかなと思うのです。

○中川委員 取次所というのは、実態上配っていただいたクリーニング業法のどこに当たるのですか。

○藤田課長 クリーニング所という形で。

○中川委員 ロッカーもクリーニング所なわけですね。

○藤田課長 ロッカーはクリーニング所ではない。

○原座長代理 ないという整理をされておりますよね。

○中川委員 何でなのですか。人がいるかないかで区別する必要はなくて、要は、同じ主体によって衛生管理されているとか、原先生の言っていることはそういうことだと思うのですが、要は、系統的に伝染病ができないとか、そういう措置があることによって多分いちいちクリーニング所の工場のところに行くのはしんどいから、やはり取次所と

かロッカーとかという仲介するような機関が必要なのであって、それは別に人がいるいなくて、系統的に衛生上の管理ができていないかが必要なのであって、というお話を多分されていると思うのですが、それについて、クリーニング業法の中で、取次所は事業者、営業者であって、ロッカーはそうではないというのは、あまり機能的、合理的な根拠がないようにお話をお伺いしていると思うのです。

○藤田課長　今は結局、我々の想定している世界としては、ロッカーが店頭にあるものですから、そこは一带としてクリーニング所と観念できるわけです。その点では、ロッカーはクリーニング所の延長といったものとして観念されるということで届け出ていただいているのだと思います。

ただ、離れたロッカーですと、そういった扱いができないので、今、法的に中々位置付けができない状況にあると。

○八田座長　マンションの受付で洗濯物を管理していますよね。洗濯事業者がそこに置いてやっていますよね。あれも当然、衛生管理の対象になると思うのです。だから、一種のクリーニング所なのではないですか。あれとロッカーと全く同じだと思いますけれども。要するに、Amazonが本屋でないというような感じ。色々新しいものが入ってきたら、ちゃんとそこで衛生管理はきちんとやらなければいけないので、そちらの方が大切で、引っついていかどうかということはどうでもよく、しかも、福岡県知事はそういうものは問題ないと思って、やってみたらちゃんとうまく行ったという例があると。ということで、是非根本に戻って御検討いただきたいと思うので、それでよろしいでしょうか。

○黒田参事官　厚生労働省、よろしいでしょうか。

○八田座長　それでは、どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。